

民生教育常任委員会会議録

- 1 日 時 令和2年3月5日(木)
午前9時56分～午前10時31分
- 2 場 所 議員協議会室
- 3 出席委員 委員長 大久保主計 副委員長 菊地昌夫
委員 笹森波 委員 大泉徳子
委員 荒川洋平 委員 郷内良治
委員 長南良彦
- 4 欠席委員 なし
- 5 説明のため 健康福祉部長 小林喜幸
出席をした 子ども支援課長 加藤公一
者の職氏名 健康福祉部企画員兼
子ども支援課長補佐兼 安部卓
保育係長
子ども支援課主幹兼 朽木康裕
子育て支援係長
- 6 事務局職員 事務局 局長 相澤幸也
主幹兼議事調査係長 川上真理子
主幹兼庶務係長 佐藤恵子
- 7 付議事件
(1) 議案第17号 名取市児童厚生施設条例の一部を改正する条例

- (2) 議案第18号 名取市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- (3) 議案第19号 名取市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- (4) 議案第20号 名取市放課後児童クラブ実施条例の一部を改正する条例
- (5) 議案第21号 名取市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

午前9時56分 開会

○委員長（大久保主計） 出席委員は定足数に達しておりますので、委員会条例第14条の規定により委員会は成立いたしました。

ただいまから民生教育常任委員会を開催いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の委員会次第書のとおりであります。

この際、報告をいたします。

委員会条例第19条の規定により、健康福祉部長、及び担当課長等の出席を求めておりますので、報告いたします。

以上で報告を終わります。

それでは、付託議案の審査に入ります。

議案第17号 名取市児童厚生施設条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。長南良彦委員。

○委員（長南良彦） 今回この改正によって閑上チビッコ丸児童遊園という形で新設され、チビッコ丸についてはモニュメントとして保存されることになっていると思います。移設されるチビッコ丸自体の現状と、子供たちが今度近くで見たりするに当たっての、老朽化対策等については、どのような措置をされてこられたのかについて、伺います。

○委員長（大久保主計） 答弁、こども支援課長。

○こども支援課長（加藤公一） チビッコ丸は震災後に一度修繕はしているところです。その状態で移設するわけですが、移設に当たってはチビッコ丸の周りを囲って移設します。老朽化対策については、市で特に考えている対策はないのですが、現状はPTAの方々から清掃等の協力をいただいているところです。

○委員長（大久保主計） 長南良彦委員。

○委員（長南良彦） 旧閑上小学校に設置してあった当時は、子供たちが舟に乗ったりして遊んでいたと伺っています。今後は、柵で囲ってそこに入れないような状況になれば、安全確保されるのかなと思いますが、どの程度の安全対策を措置されようとしているのか、伺います。

○委員長（大久保主計） 答弁、こども支援課長。

○こども支援課長（加藤公一） 高さ1.2メートルの柵で囲う予定で、中には入れないようにしたいと考えています。

○委員長（大久保主計） ほかにありませんか。荒川洋平委員。

○委員（荒川洋平） チビッコ丸が移設されるということですが、それ以外の遊具については設置の予定があるのかどうか、伺います。

○委員長（大久保主計） 答弁、こども支援課長。

○こども支援課長（加藤公一） 遊具は滑り台1台、ブランコ2基付いているもの1台になります。

○委員長（大久保主計） 荒川洋平委員。

○委員（荒川洋平） 閑上児童センターの再建に伴って、位置を変えて遊具も設置して、これから開放されると思いますが、閑上児童センターと一体的に利用されるのかどうか、利用する子供たちの行き来等々どのようなになるのか、伺いたいと思います。

○委員長（大久保主計） 答弁、こども支援課長。

○こども支援課長（加藤公一） 閑上児童センターにも園庭は整備されますが、隣の児童遊園の方も子供たちが使えるような一体的利用は可能と考えています。

○委員長（大久保主計） ほかにありませんか。大泉徳子委員。

○委員（大泉徳子） チビッコ丸は実際には遊び場にはならないというお話でしたが、昭和40年50年代は、私たちが喜んで遊んだものでした。児童遊園とは、児童の健康増進や、情緒を豊かにすることを目的とし、児童に安全かつ健全な遊び場所を提供する施設と定義されています。滑り台やブランコが設置されるということですが、他に何か工夫された点や、安全面に留意した点があれば教えてください。

○委員長（大久保主計） 答弁、こども支援課長。

○こども支援課長（加藤公一） そのほか工夫した点は、砂の飛散防止ということで芝を張りたいと考えています。また児童遊園の周りはフェンス等で囲って安全対策を施していきたいと考えております。

○委員長（大久保主計） 大泉徳子委員。

○委員（大泉徳子） 2つの児童遊園が集約されるということでしたが、面積

的には変わるところはあるのでしょうか。

○委員長（大久保主計） 答弁、こども支援課長。

○こども支援課長（加藤公一） 2つの旧児童遊園の面積は捉えていないのですが、新しい児童遊園の面積は約2,450平方メートルになります。

○委員長（大久保主計） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大久保主計） ほかになしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大久保主計） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第17号 名取市児童厚生施設条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（大久保主計） 起立全員であります。よって、議案第17号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第18号 名取市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大久保主計） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大久保主計） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第18号 名取市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（大久保主計） 起立全員であります。よって、議案第18号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第19号 名取市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大久保主計） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大久保主計） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第19号 名取市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（大久保主計） 起立全員であります。よって、議案第19号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第20号 名取市放課後児童クラブ実施条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。荒川洋平委員。

○委員（荒川洋平） 現在、新型コロナウイルスの対応で、学校は休業、児童クラブについては運営をしているところですが、閑上児童センターについては予定どおり開設をし運営をしていくということによろしいでしょうか。

○委員長（荒川洋平） 答弁、こども支援課長。

○こども支援課長（加藤公一） 閑上児童クラブについては、予定どおり開設をし、運営をしていきたいと考えております。

○委員長（大久保主計） 荒川洋平委員。

○委員（荒川洋平） 予定があれば完成の式典等も行う方向でよろしいでしょうか。

○委員長（大久保主計） 答弁、こども支援課長。

○こども支援課長（加藤公一） 3月25日に開館はいたしますが、このような状況ですので開館式典は延期させていただきたいと考えています。

○委員長（大久保主計） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大久保主計） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大久保主計） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第20号 名取市放課後児童クラブ実施条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（大久保主計） 起立全員であります。よって、議案第20号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第21号 名取市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大久保主計） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大久保主計） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第21号 名取市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業

の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（大久保主計） 起立全員であります。よって、議案第21号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

この際、お諮りいたします。議案第17号から議案第21号までに対する委員会審査報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大久保主計） 御異議なしと認めます。よって、委員会審査報告書の作成については委員長に一任することに決しました。

以上で付託議案の審査を終わります。

暫時休憩いたします。

午前10時12分 休憩

午前10時31分 再開

○委員長（大久保主計） 再開いたします。

以上で本日の付議事件は全て終了いたしました。

本日の委員会はこれにて散会いたします。

大変お疲れさまでした。

午前10時31分 散会

令和2年3月5日

民生教育常任委員会

委員長 大久保 主計